

第 2 0 3 2 回 埼 玉 県 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 録

- 1 日 時 令和 8 年 6 月 1 6 日 (火) 午前 1 0 時開会
午前 1 1 時 2 4 分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 石川教育長、櫻井教育長職務代理者、今井委員、神山委員、小野委員、鈴木委員、佐藤副教育長、案浦参事、小谷野教育総務部長、田中県立学校部長、岡島市町村支援部長、平野教育総務部副部長、酒井県立学校人事課長、森県立学校部参事兼高校教育指導課長、山口文化財・博物館課長、廣川総務課長（書記長）、澤畑県立学校人事課主任管理主事
高久書記、宮書記、荻野書記、齊藤書記、北澤書記
- 4 会議の主宰者 石川教育長
- 5 会 議
 - (1) 前回議事録の承認
 - 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
 - 石川教育長が、小野委員を議事録の署名者に指名した。
 - 会議を公開しないこととする事項について
石川教育長が、第 6 2 号議案から第 6 5 号議案までの審議について、会議を公開しないこととする動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、当該事項について会議を公開しないことに決定
 - 日程の変更について
石川教育長が、日程を変更し、会議を公開しないこととした事項以外の日程について先に行うこととする動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、日程を変更することを決定

(2) 議事

第 6 0 号議案 埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則について

上程

酒井県立学校人事課長（提案理由、現行規則の内容、改正の内容、施行期日について説明）

今井委員 内容に関して異論はございません。定員が減るということで、保護者の方や児童に、的確な説明や表記をしていただいて、なぜこのような形を取るのかということ、県民の皆様に分かりやすく伝えていただきたいと思います。

酒井県立学校人事課長 今、委員からお話いただきましたとおり、このことにつきましては、県民の方々に御理解いただけるよう、学校説明会等を通じまして、丁寧に説明をしてまいりたいと思います。

○ 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第 6 1 号議案 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則について

上程

酒井県立学校人事課長（提案理由、現行規則の内容、改正の内容、施行期日について説明）

小野委員 内容に関して異議はございませんが、やはりこれも先ほどのことと一緒に、一番関係する中学 3 年生にとっては、1, 6 0 0 人減というのはかなりのインパクトを持った数字になるかと思います。質問ですが、学級数減という形で減じるという方法以外に今後あり得るのか。要するに 1 学級の規模をもう少し減らして、例えば 3 5 人にするとか。上限が 4 0 人ということなので 3 5 人にすることで、一気に 4 0 人マイナスというインパクトを減らしていけるような可能性があるのかについてお聞きしたいと思います。

酒井県立学校人事課長 まず、委員からございました周知につきましては、先ほどの伊奈学園中学校もございましたが、かなり大規模になりますので、その地域、学校、希望している中学校も含めまして、丁寧にしっかりと説明をしていきたいと思っております。また、減ずることについてですが、今の法律では、1 学

級減をしてしまうと４０人減ということになっております。単位としては４０人ではありますが、例えば学校によっては、その減った分を３５人という形で、少人数できめ細やかな教育をしている学校もございますので、引き続き、そういう形で教育の担保はしていきたいと考えております。

○ 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

(3) 報告事項

令和９年度埼玉県立伊奈学園中学校入学者選考の概要及び日程について

森県立学校部参事兼高校教育指導課長（提出理由、入学者選考の概要、入学者選考の日程について説明）

(4) 次回委員会の開催予定について

７月９日（木）午前１０時

<非公開会議結果>

議事

第６２号議案 埼玉県立近代美術館協議会委員の任免について 上程

博物館法及び埼玉県立近代美術館協議会条例の規定に基づき、埼玉県立近代美術館協議会委員の職を解くとともに、補欠の委員を任命することを決定しました。

第６３号議案 教職員の懲戒処分について 上程

非違行為を行った東部地区の県立高等学校の男性教諭（３１歳）に対して、免職する懲戒処分等を決定しました。

第６４号議案 教職員の懲戒処分について 上程

非違行為を行った南部地区の県立高等学校の男性教諭（３２歳）に対して、免職する懲戒処分等を決定しました。

第６５号議案 教育局等職員の懲戒処分について 上程

所属職員が行った非違行為に関し、同所属職員への指導監督に適正を欠いた令和７年度の南部地区の県立高等学校の男性校長（５４歳）に対して、戒告する懲戒処分を

決定しました。